



島根県報

令和5年11月10日（金）

第 4 6 4 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和5年11月定例県議会の招集	（財 政 課）	2
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（障がい福祉課）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（ 〃 ）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）	（ 〃 ）	2
地域森林計画の樹立	（森 林 整 備 課）	3
地域森林計画の変更	（ 〃 ）	4
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生（2件）	（水 産 課）	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（2件）	（中 小 企 業 課）	4

【公 告】

公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	7
---------	-------------	---

【正 誤】

令和5年10月31日付け島根県報第461号中	（技 術 管 理 課）	7
------------------------	-------------	---

告 示

島根県告示第739号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和5年11月27日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

令和5年11月10日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第740号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和5年11月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社エンブリス	放課後等デイサービス きみ イロ	出雲市姫原1丁目5-2	令和5年8月1日

2 保育所等訪問支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
テライ・メディカルサポート株式会社	はるにれ	浜田市三隅町湊浦29番地	令和5年8月1日

島根県告示第741号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和5年11月10日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関	事業所の所在地	指定年月日
		名 称	所 在 地	
川上 晃樹	外科	雲南市立病院	雲南市大東町飯田96番地1	令和5年10月31日
村田 幸治	内科	斐川生協病院	出雲市斐川町直江4883-1	令和5年10月31日
奥山 輝実	内科	隠岐の島町国民健康保 険都万診療所	隠岐郡隠岐の島町都万1773 番地1	令和5年10月31日

島根県告示第742号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年11月10日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社ごうばら	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所 そらいろ	出雲市平田町1891番地13	令和5年8月1日
合同会社ライフピークス	居宅介護（共生型）	ヘルパーステーション花笑み	浜田市長沢町455-4	令和5年9月1日
NPO法人やさか風の里	生活介護	生活介護事業所ひかりの里	浜田市周布町イ40番地1	令和5年9月1日
社会福祉法人梅寿会	居宅介護（共生型）、重度訪問介護（共生型）、同行援護、行動援護	万葉苑	益田市高津町四丁目6番40号	令和5年9月1日

島根県告示第743号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

令和5年11月10日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社ツナグ	地域定着支援	特定相談支援事業所 つなぐ	出雲市塩冶神前2-6-12 コーポミスティ201	令和5年9月1日
株式会社結水織	地域移行支援	相談支援事業所ミライカ	出雲市東園町540番地1 CROCCHI O G2	令和5年10月1日

島根県告示第744号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和5年11月10日

島根県知事 丸山達也

森林計画区の名称	縦覧場所	縦覧期間
高津川地域森林計画区（益田市、津和野町、吉賀町）	島根県農林水産部森林整備課、西部農林水産振興センター益田事務所	自 令和5年11月10日 至 令和5年12月9日

島根県告示第745号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更するので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和5年11月10日

島根県知事 丸 山 達 也

森林計画区の名 称	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
江の川下流地域森林計画区（浜田市、江津市、大田市、川本町、美郷町、邑南町）	島根県農林水産部森林整備課、西部農林水産振興センター、西部農林水産振興センター県央事務所	自 令和5年11月10日 至 令和5年12月9日
斐伊川地域森林計画区（松江市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市）	島根県農林水産部森林整備課、東部農林水産振興センター、東部農林水産振興センター雲南事務所、東部農林水産振興センター出雲事務所	自 令和5年11月10日 至 令和5年12月9日
隠岐地域森林計画区（隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村）	島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林水産局	自 令和5年11月10日 至 令和5年12月9日

島根県告示第746号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和5年11月10日

島根県知事 丸 山 達 也

宍道湖東部加入区（宍道湖漁業協同組合）

島根県告示第747号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和5年11月10日

島根県知事 丸 山 達 也

松江市加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第748号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるることができる。

令和5年11月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや大田長久店 島根県大田市長久町長久イ282-2外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史 島根県松江市雑賀町99

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 隆史	
野々内 香織	島根県松江市八雲台二丁目32	-	
(株) ヤマスイ	広島県広島市西区商工センター1-2-3	山田 千恵	
(株) 武田や	福岡県北九州市小倉南区上葛原2-21-1	武田 弘治	令和5年9月30日 退店
昭和食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 裕一	
佐々木 和久	島根県大田市大田町大田イ440-1	-	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 隆史	
野々内 香織	島根県松江市八雲台二丁目32	-	
(株) ヤマスイ	広島県広島市西区商工センター1-2-3	山田 千恵	
(有) サンアイ	福岡県北九州市小倉南区上葛原2-21-1	山崎 新一	令和5年10月1日 入店
昭和食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 裕一	
佐々木 和久	島根県大田市大田町大田イ440-1	-	

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和5年10月27日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課(大田市大田町大田口1111番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第749号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和5年11月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや雲南三刀屋店 島根県雲南市三刀屋町三刀屋73-5

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

有限会社エムランド 代表取締役 梅木 秀昭 島根県雲南市三刀屋町三刀屋122-1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株)みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 隆史	
東洋食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	
(株)セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合 映治	
(有)ふくま生花店	島根県雲南市木次町木次14	福間 龍二	
(株)ヤマスイ	広島県広島市西区商工センター1-2-3	山田 千恵	
(株)武田や	福岡県北九州市小倉南区上葛原2-21-1	武田 弘治	令和5年9月30日 退店
(有)貴光	島根県雲南市木次町里方30-2	錦織 敏昭	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株)みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 隆史	
東洋食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	
(株)セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合 映治	
(有)ふくま生花店	島根県雲南市木次町木次14	福間 龍二	
(株)ヤマスイ	広島県広島市西区商工センター1-2-3	山田 千恵	
(有)サンアイ	福岡県北九州市小倉南区上葛原2-21-1	山崎 新一	令和5年10月1日 入店
(有)貴光	島根県雲南市木次町里方30-2	錦織 敏昭	

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和5年10月27日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

雲南市産業観光部商工振興課（雲南市木次町里方521番地1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江地方法務局長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年11月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和5年11月21日から令和6年2月28日まで

3 作業地域

松江市西津田六丁目地内他

正 誤

令和5年10月31日付け島根県報第461号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
5	上から13	8月3日	10月20日